

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事務局長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

第 25 期川崎町農業委員会

令和 7 年 8 月総会議事録

期 日 令和7年 8月8日(金)

場 所 川崎町役場庁舎
2階 入札室

令和 7 年 8 月 8 日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎 2 F 入札室招集する。

1、総会事務局開会宣言 午前 9 時 00 分

2、出席委員(8 人)

1 番 田所 義信	2 番 中島 隆	3 番 藤川 航
4 番 西山 一郎	5 番 松江 英幸	
	8 番 中村 明	9 番 大内田 峰夫
10 番 原口 友博	11 番 山下 理江	12 番 原 健治

3、欠席委員(3 人)

6 番 宗吉 弘行
7 番 星野 宗広
13 番 横田 裕子

農地利用最適化推進委員 (1 人)

千住 幹雄

4、本会事務局長 森元 幸吉 係長 久保山恵美子 主任主事 北代 剛

5、事務局長開会あいさつ

議 事 日 程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 ●●番 ●●委員、 ●●番 ●●委員

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 件

議案第 2 号 非農地証明願いについて 3 件

議案第 3 号 中間管理機構を通じての利用権設定の確認について 22 件

議案第 4 号 農振法による農用地利用計画変更の意見照会（見直し）について 1 件

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出（合意解約）について 3 件

その他

事務 局長 それでは、定刻になりましたので今から令和 7 年度 8 月の農業委員会を開催いたします。

議 長 それでは田所会長お願いします。

議 長 おはようございます。8 月の農地パトロールの初日となりました。連日の猛暑ですがここ数日間は雨の警報も出ていますがまだまだ日中の温度高いので熱中症には十分気をつけてほしいとおっておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

事務 局長 ありがとうございます。

事務 局長 本日は●●さん、●●さん、●●さんからの欠席の連絡がありました。

議 長 本日は農業委員会 13 名中、現在 10 名の出席でありますので、定数に達してますので総会は成立いたします。

また、推進員さん 6 名中ですね、1 名の欠席がありまして、5 名の出席であります。

これより議事を行いたいと思います。

議長は会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。

それでは会長お願いします。

議 長 はい。

それでは議事に入ります。

議事日程、議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ございませんか。

委 員 はい。

議 長 異議なしと認め議事録署名委員は●●番、●●委員、●●委員お願いいたします。

それでは議案に入ります。

議案第 1 号、番号 1、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局説明お願いいたします。

北代 主事 はい。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
番号 1、申請人、譲受人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●●●、年齢●●、家族構成人員 4、農主 1、農従なし、耕作面積、自作地●●㎡、借入地、なし。農機具の状況、トラクター等。

譲渡人、住所、田川郡福智町神崎●●番、氏名、●●●●、年齢●●、人員 2、農主、農従なし。自作地、●●㎡、農機具なし。

土地の所在、大字川崎字柚子ノ木迫、地番●●番、地目、田、地積●●㎡、通作時間、徒歩 1 分、申請理由は●●であります。2 ページに位置図、3 ページに航空写真をつけています。

2 ページの位置図を見て下さい。●●さんの家の隣の畑を今回買うと言う事です。●●さんに関しても今は●●に引っ越され、先月も案件に出ていたように川崎町の農地を離作されるという事で

議	長	すので審議のほどよろしく願いいたします。以上です。 今、事務局の説明が終わりました。現地確認に行った●●推進委員補足説明をお願いします。
●●	委員	先日、事務局とで現地確認に行ってきた●●●●●の近くで●●さんの家もすぐ隣という事で●●さんが買っても問題ないと思います。以上です。
議	長	今、事務局と現地確認に行った●●推進委員の補足説明が終わりました。質疑のある方いますか。
委	員	ないですか。
議	長	なし。 ないようですのでお諮りいたします。議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第 1 号番号 1、農地法第 3 条の規定の許可申請については原案どおり承認といたします。
北代	主事	続きまして、議案 2 号、番号 1、非農地証明願いについて事務局説明をお願いいたします。 はい。 議案第 2 号、非農地証明願いについて番号 1、申請人住所、田川郡福智町神崎●●番地、氏名、●●●●●、土地の所在、川崎字柚ノ木迫●●番●●、地目、畑、現況、原野、地積、●●㎡、同じく川崎字中原●●●●●番、地目、畑、現況、山林、地積、●●㎡、合計 2 筆の計●●㎡、申請理由は平成●●年度より原野及び山林として課税されている。農地への復旧は困難である。5 ページに位置図、6 ページに航空写真、7～8 ページに現況写真をつけていますが●●●●●番●●は竹林です。●●●●●番は立ち入り出来る状況ではありませんでした。以上です。
議	長	ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●委員補足説明をお願いいたします。
●●	委員	事務局と現地確認をしました。●●●●●番●●は随分昔から竹やぶでした。●●●●●番は山林の中の一部になっていて地番を見ても場所さえ確認できないような状況でした。農地として復旧するのは無理だと思います。以上です。
議	長	ただいま事務局及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑のある方、挙手をお願いいたします。 ございませんか。 ないようですのでお諮りします。 議案第 2 号、番号 1、非農地証明願いについて承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。 賛成多数ですので、議案第 2 号、番号 1、非農地証明願いについては原案どおり承認とします。 続きまして議案第 2 号番号 2、非農地証明願いについて事務局説明をお願いいたします。

北代 主事

はい。

議案第 2 号、非農地証明願について番号 2、申請者住所、糟屋郡志免町別府●●●●●●●●号、氏名、●●●●、土地の所在、大字田原字サヤノ下、地番●●●●番●●、登記地目、田、現況地目、雑種地、地積、●●㎡、申請理由は平成●●年より雑種地として課税されていて農地への復旧が困難である。10 ページに位置図を見て皆さんも横を通られて知っていると思いますが、●●●●の●●として現在使われています。11 ページに航空写真、12 ページに現況写真をつけています。以上です。

議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●委員補足説明をお願いいたします。

●● 委員

はい。こちらかなり前から●●として利用されており農地として復旧するのは難しいかと思われます。以上です。

議 長

ただいま事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑及び意見のある方挙手をお願いいたします。

ないですか。

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 2 号番号 2、非農地証明願について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので議案第 2 号番号 2、非農地証明願については原案どおり承認といたします。

続きまして議案第 2 号番号 3、非農地証明願について事務局説明をお願いいたします。

北代 主事

はい。

議案第 2 号、非農地証明願について番号 3、申請者住所、川崎町大字川崎●●●●番地の●●、氏名、●●●●、土地の所在、大字川崎字日焼●●●●番●●、登記地目、田、現況地目、雑種地、地積、●●㎡、申請理由は●●年より前から農地以外の土地として課税されていて農地への復旧が困難である。場所は●●の●●●●の近くになります。14 ページに位置図、15 ページに航空写真、16 ページに現況写真をつけています。以上です。

議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●委員補足説明をお願いいたします。

●● 委員

事務局と会長と現地確認しました。現地は●●●●●●●●●●さんの圃場ですがこの場所が農地だった記憶が私にもありません。非農地証明願を出しても問題はないと思います。以上です。

議 長

ただいま事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑及び意見のある方挙手をお願いいたします。

ないですか。

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 2 号番号 3、非農地証明願について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので議案第2号番号3、非農地証明願については原案どおり承認いたします。

続きまして議案第3号 中間管理機構を通じての利用権設定の確認について事務局説明をお願いいたします。

北代 主事

はい。

議案第3号 中間管理機構を通じての利用権設定の確認について
番号1、出し手氏名、●●●●、住所、川崎町大字川崎●●●●
番地の●●、土地の所在、川崎町大字川崎字古田●●●●番●
●、地目、田、地積、●●㎡、

受け手氏名、●●●●、住所、川崎町大字川崎●●●●番地、
権利の種類、●●●●、始期、R7年11月20日～R17年11
月19日の10年間で●●のみ小作です。番号が1番から41番
まで続きます。

20ページをご覧ください。

利用権設定者、合計で貸し手●●名、借り手●●名、筆数、田の
み●●筆、合計、●●●●㎡、以上です。

議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。質疑及び意見のある方挙
手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。賛成多数ですので議案第3号
中間管理機構を通じての利用権設定の確認については原案のと
おり承認とします

続きまして先に23ページ、報告第1号、番号1、農地法第18
条第6項の規定による届出（合意解約）について事務局説明をお
願いいたします。

北代 主事

はい。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出（合意解
約）について、番号1、賃貸人、住所、川崎町大字川崎●●●●
番地、氏名、●●●●、賃借人、住所、田川郡赤村大字内田●●
番地、氏名、●●●●、土地の所在、大字川崎字鮎返り、地番、
●●●●番●●、地目、田、地積、●●●●㎡、同じく大字川崎
字鮎返り、地番、●●●●番●●、地目、田、地積、●●㎡、
同じく大字川崎字鮎返り、地番、●●●●番●●、地目、田、地
積、●●㎡、同じく大字川崎字鮎返り、地番、●●●●番●●、
地目、田、地積、●●㎡、同じく大字川崎字鮎返り、地番、●●
●●番●●、地目、田、地積、●●㎡、合計5筆の計●●●●
㎡、契約期間、平成30年5月20日～令和10年5月19日
までの10年間、権利の種類は基盤強化促進法による利用権で
す。

解約理由は●●●●により。以上です。

議 長

続きまして、報告第1号、番号2、農地法第18条第6項の規
定による届出（合意解約）について事務局説明をお願いいたしま
す。

北代 主事

はい。

報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出（合意解約）について、番号 2、賃貸人、住所、川崎町大字田原●●●●番地の●●、氏名、●●●●、賃借人、住所、川崎町大字川崎●●●●番地、氏名、●●●●、土地の所在、大字田原字七田●●●●番●●、地目、田、地積、●●●●㎡、同じく大字田原字七田、地番、●●番●●、地目、田、地積、●●●●㎡、合計 2 筆の計●●●●㎡、契約期間、平成 30 年 5 月 20 日～令和 10 年 5 月 19 日までの 10 年間、権利の種類は基盤強化促進法による利用権です。

解約理由は当該農地●●の為。以上です。

議 長

続きまして、報告第 1 号、番号 3、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出（合意解約）について事務局説明をお願いいたします。

北代 主事

はい

報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出（合意解約）について、番号 3、賃貸人、住所、川崎町大字田原●●番地の●●、氏名、●●●●、賃借人、住所、川崎町大字安真木●●●●番地、氏名、●●●●、土地の所在、大字安真木字無田田、地番、●●●●番、地目、田、地積、●●●●㎡、契約期間、令和 6 年 5 月 20 日～令和 10 年 5 月 19 日までの 4 年間、権利の種類は基盤強化促進法による利用権です。

解約理由は●●●●のため。以上です。

議 長

この件は報告だけです、お諮りすることはありませんので事務局の報告を終わります。

続きまして、議案第 4 号 農振法による農用地利用計画変更（見直し）の意見照会について農林振興課説明をお願いいたします。

●● 主事

はい。

川崎町農業振興整備計画とは川崎町の今後 10 年後を見据えて優良な農地を確保していくためにどう言う事をしていくか、どう言う農地を残していくかという事を考えています。最初、これを作ったのは昭和 48 年でそこから一回、平成 12 年に見直しをされてそこから見直されていなかったのが令和 5 年から見直しをしています。議案と一緒に資料を送っていましたが、その中で黄色い農地が農用地区域です。黄色い枠の中に赤で斜線をひいている所が優良農地です。20 数年たって現状、山林とかになっています。そう言った所を農用地、青地から白地に変えていこうかと思っております。農業委員さんにも意見をいただきたいと思います。以上です。

議 長

ただいま農林振興課の説明が終わりました。質疑及び意見のある方挙手をお願いいたします。

ないですか。

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 4 号 農振法による農用地利用計画変更（見直し）の意見

照会について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので議案第4号農振法による農用地利用計画変更（見直し）の意見照会について原案どおり承認いたします。

それ以外に何かありますか。

無いですかね。

無いようですので、以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。次回の総会は9月10日、水曜日、夜19時00分から開催いたします。

時間を間違えないようお願いいたします。

以上をもちまして川崎町農業委員会8月総会を閉会いたします。

この後、農地パトロールの出発式をこの場で行います。

みなさま、どうもお疲れさまでございました。

閉会 9時34分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●●番委員

●●番委員

議 長